

## 2章 地域福祉システムと地域生活協同組織

新田 照夫、菅原 良子

### 1節 転換期の社会と協同組合の地域福祉活動

「社会福祉政策」というものは、社会の工業化・都市化にともなって発生する社会的貧困に対する「社会的防衛 (social defense)」という性格を強く帯びつつ登場してくる。我が国においても、第二次世界大戦前の「社会事業政策」に始まり、今日の「社会福祉政策」に至るまで、基本的には生活困窮者に対する「社会保障」あるいは「生活保護」のための「国による行政処分」として広く実施されてきた。ところが、国による「社会保障」あるいは「生活保護」の範囲が「生活保護法 (1946年)」に止まらず、「児童福祉法 (1947年)」「身体障害者福祉法 (1949年)」「精神薄弱者福祉法 (1960年)」「老人福祉法 (1963年)」「母子福祉法 (1964年)」と拡大されていく中で、社会福祉政策のために費やされる国の財政的負担が巨大なものになっていった。1980年代から90年代にかけて高度経済成長が終焉を迎え、また同時に急激な高齢化社会に直面するに至って、国の財政的基盤は崩壊し、1997年に成立した「介護保険法」を契機に、社会福祉政策は「受益者負担」あるいは「自治体の負担増加」という方向に大きく転換し始めたのである。

この転換は、言い換えるならば、「社会福祉」というものが「社会的貧困に対する国の社会的防衛政策」から「地域自身による生活相互扶助事業」への転換の時代を迎えた、とすることができるものでもある。たとえば、従来の福祉施設においては、サービス提供者の側に立つ基準に基づいて「恩恵としての福祉サービス」が受給者に提供されていたのに対して、これからは自治体独自の基準に基づいて地域の特性に応じたサービスが提供できる可能性が出てきた。また農業協同組合や生活協同組合といった非営利民間事業者の参入により、受益者の側に立つ基準に基づいて、受けるサービスを選択できる道も開かれるよう

になってきたのである。

戦前の地方都市においては、社会事業政策を積極的に推進する部隊として「官制の青年団」などの住民組織がつくられ、その指導者の多くが地方自治体を下から支えることにより、国の中央集権化が実現していった歴史がある。こうして我が国では地方自治体に対する国の圧倒的優位の体制が整備されてきたのであるが、今日ではこうした国の枠組みが大きく揺らぎ始めようとしている。1997年に成立した「介護保険法」は単に「社会福祉の受益者負担への転換」に止まらず、地方自治体が本来責任を負うべき事項まで、国が掌握し、コントロールしてきた体制が崩壊し始めていることを示すものであろう。国による強力な指導力に慣れ、これが消失することによって戸惑う自治体も多数出てくるであろう。しかしこれからは各自治体の本当の自治能力が問われてくる時代になりつつある。こうした時代にあって、従来国の公共事業として実施されてきた「社会福祉」の分野に民間事業者の参与が許されるようになったことは、「ライフ・ライン (life line)」とも言うべき生存にかかわる事業への民間委託という危険性を犯しつつも、他方ではサービス提供側の基準に基づく「恩恵としての福祉サービス」から、受益者の側に立つ基準に基づいて、受けるサービスを選択できる道も開かれる時代になってきたと言うこともできる。

本稿では、生活協同組合の福祉活動・事業に焦点をあてて、転換期を迎えた新しい地域福祉のあり方について検討をしてみたい。(新田照夫)

## 2 節 地域福祉と非営利・協同組織

2000年4月より介護保険が施行され約1年がたとうとしている。介護保険施行前からも様々な問題点が指摘されていたが、懸念どおり現在さまざまな問題が噴出している。介護認定基準をめぐる問題、介護保険が適用されるサービス内容が妥当であるのかどうかの問題などがあるが、事業者との関係では予想したほど利用者があつまらなかったり、単価が低いサービスに利用者が集中し、事業所の休止・廃止においこまれているという問題もでてきている。在宅介護サービス大手のコムスンが1,200ヶ所あった事業所を半数以下は、約4,400人いる社員のうち1,600人を削減するという大規模なリストラが報道されたのは記

憶に新しい<sup>(1)</sup>。また、介護サービス最大手のニチイ学館も、いくつかの事業所ではサービス休止に追い込まれ、業績予想の大幅な下方修正も発表している<sup>(2)</sup>。

このような状況の中で、生活協同組合（以下、生協）の介護サービスが利用者を集めているという<sup>(3)</sup>。本稿では、他の介護サービス事業者が苦戦する中、なぜ生協が利用者を伸ばしているのか、生協の介護活動・事業のあり方からさぐってみたい。

### 3節 生活協同組合における福祉活動・事業の全国的動向

まず、生協の福祉活動・事業の全国的な動向をみてみたい<sup>(4)</sup>。

生協の福祉活動として①「くらしの助け合いの会」などの家事援助活動、②ふれあい食事会と配食活動、③いきがい活動があげられる。

①の助け合い活動をおこなっている生協は全国で75生協（関連団体を含む）にのぼっている（「くらしの助け合いの会」については、II部第4章で詳述）。後述するように、この「くらしの助け合いの会」のボランティア活動にとどまらず、「くらしの助け合いの会」の活動を発展させる形でワーカーズコープやNPOを結成し、これらの組織と連携しながらホームヘルプ事業をおこなっている生協もある。

②のふれあい食事会と配食活動は、地域の高齢者のコミュニケーションや健康維持のための食生活の提案の場として、また地域の人と人とのネットワークづくりとしておこなわれ、食の安心・安全を追求してきた生協として生協の福祉活動の重要な柱として位置づけられている。1999年度は41生協・261ヶ所で86,876食の食事づくりがおこなわれた。また、いわて生協がたちあげたNPO法人「もりおか配食サービス」（1999年10月設立）、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会とグリーンコープ福祉連帯基金の食事サービスワーカーズは、配食事業を毎日行っている。

③のいきがい活動は、高齢者が地域で自主的にいきがいをつくり出す活動であり、1998～1999年度モデル事業として、「さいたまコープ」と「コープこうべ」が取り組んだ。

生協の事業活動では、①福祉活動・事業の総合情報相談センター機能を果た

す「情報・相談サービスセンター」の設置(19生協)、②視聴覚障害者を対象にした声の商品案内＝リーディングサービス(24生協、1998年度9月時点での利用者700名)、③商品を自宅まで届けるふれあい便・個配ふれあい制度(12生協)、④毎日型給食サービス(3生協が本体事業として実施—前述)、⑤ホームヘルパー養成事業(3級20生協、2級29生協)、⑥居宅介護支援事業(2000年4月に21生協が開始)、⑦訪問介護事業(2000年4月に21生協が開始)、⑧在宅介護支援センター(2生協3ヶ所で実施)、⑨介護機器・用品の供給事業(カタログ『ふれあい専科』は52生協が実施、15生協が福祉用具貸与事業者指定を受けている)がおこなわれている。また、生協が支援して社会福祉法人を設立して特別養護老人ホーム(5施設)やデイサービスを運営しているところもある(8ヶ所、他に生協法人運営が5ヶ所)。

以上が、生協の福祉活動・事業の概要だが、生協の理念である「助け合い」を基盤として、介護保険制度施行に向けて事業を開始してきた様子がみてとれる。次節では、事例として「コープかながわ」をとりあげ、生協の福祉活動・事業を具体的にみていく。

#### 4 節 コープかながわの福祉活動・事業のとりくみ

4 節では、ワーカーズ・コレクティブを中心に福祉事業が進められている神奈川県生協「コープかながわ」の福祉活動・事業について具体的にみていきたい<sup>5)</sup>。

コープかながわは、1946年に設立された川崎生協など、神奈川県内にあるいくつもの生協が、1975年以降、3回にわたって合同した結果、つくられた生協である。活動・事業は神奈川県全域に広がり、店舗数137店舗(大型店8、中型店58、小型店71)、共同購入事業所数17、組合員数約102万人、供給高約1,334億6千万円という大きな組織である。

同コープでは、1987年に「長期・中期計画」を発表し、「長期計画」のビジョンである「ふれあいとあたたかさのある平和な地域社会の実現」を具体化していく大きな柱の一つとして福祉活動を位置づけた。たすけあいの会(福祉グループの活動)の開始(1987年～)、福祉たすけあい活動をおこなっているボラン

## 2章 地域福祉システムと地域生活協同組織

ティアグループに対する財政的援助を目的とした「たすけあい（運動）基金」の設置（1987年～）をおこなった。また、長期・中期計画を受け福祉政策研究会が設置され（1988年）、理事会に「第1次福祉政策研究会答申書」（以下、「第1次答申」）が提出された。以降、福祉学習講座である「生き生きライフ講座」の開始（1989年～）、ホームヘルプサービス事業をおこなうワーカーズコープ「愛コープ」設立（1990年～）<sup>6)</sup>、介護やホームヘルパーなどに関する相談と福祉の情報提供サービスを行う「いきいき情報センター」の開設（1993年～、1999年に「ケアサポートセンター青葉」となる）など福祉活動・事業が積極的に展開される。

〔表1〕 コープかながわの福祉活動・福祉関連事業の経過

1946年	・ コープかながわの前身の川崎生協創立（1946. 7. 6 = コープかながわの創立日）
1964年	・ なかよし幼稚園運営開始（横浜市泉区：現在は独立した学校法人）
1975年	・ 5生協が合同して「かながわ生協」設立
1987年	・ 長期・中期計画で「福祉・たすけあい」が運動の柱として位置づける ・ たすけあいの会（福祉グループ）活動開始 ・ 「組合員共済ふれあい」事業開始 ・ たすけあい基金の設置
1988年	・ 第1次福祉政策研究会答申（座長：一番ヶ瀬康子氏）
1989年	・ コープかながわに名称変更 ・ いきいきライフ講座開始 ・ 国際フォーラム「高齢化社会の協同組合の役割」開催
1990年	・ ワーカーズコープ設立、ホームヘルプサービス事業開始 ・ フェスティバル輝き（福祉活動の発表と交流、連帯の場）開始
1991年	・ カタログにて介護用品取扱開始
1993年	・ いきいき情報センター—運営開始 ・ 福祉グループと地域作業所と共同で喫茶コーナーをハーモス荏田店内に開設
1996年	・ コープ総合葬祭設立（県内25生協共同出資） ・ 第2次福祉研究会答申 ・ ホームヘルパー養成研修開始（1998. 4. 20現在、2級82名、3級176名修了） ・ 福祉センターワーキングチーム設置 ・ 給食サービスセンター開設、配食事業開始（ワーカーズへの委託事業）
1997年	・ 福祉活動アクションプログラム策定 ・ 日生協介護用品カタログ「ふれあい専科」取扱開始 （日生協＝日本生活協同組合連合会—筆者注） ・ 文字基準の検討開始 ・ ふれあい便（仮称）プロジェクトチーム設置
1998年	・ 声の商品案内（リーディングサービス）の開始、店舗に介護用品コーナー設置 ・ 訪問介護事業、福祉センター設置の準備開始 ・ ワーカーズコープ愛コープの支部が独立し、18のホームヘルプワーカーズ誕生 ・ ふれあいワーカーズうらら（川崎）の設立、コープと業務委託契約締結
1999年	・ 直営ホームヘルプサービス事業開始（青葉区・都筑区・緑区） ・ コープケアサポートセンター青葉開設、デイサービス事業開始

（「コープかながわの福祉活動の現状と今後」から）

1996年には「第2次福祉政策研究会答申」(以下、「第2次答申」)が出され、その具体化として「コープかながわ福祉活動アクションプログラム—1997年～2002年—」が策定された。それまでの生協の活動が総括され、特に地域への支援活動のあり方についての検討がなされた。以後、ホームヘルパー養成研修開始(1996年～)、給食サービスセンターの開設と配食事業の開始(ワーカーズコープ「キュービック」への委託)(1996年～)、介護保険事業をにらんだ直営ホームヘルプサービスの事業開始(1999年～)といきいき情報センターを発展させたコープかながわの福祉サービスの拠点としての「ケアサポートセンター青葉」開設(1999年)がなされた。

以上がコープかながわの福祉活動・事業の概要である。ここで、コープかながわの福祉活動・事業の特徴についてまとめてみたい。

まず、コープかながわがなぜ福祉活動・事業にとりくんだかについてである。

「第1次答申」の「生協運動の福祉指針」をみると(表2参照)、「たすけあい(協同)」の組織である生協の特色を基礎に、組合員の要求をベースに、「協同のくらしづくり」として福祉活動・事業にとりくみ、福祉のネットワークをつくっていくとなっている。

**【表2】 生協運動の福祉指針**

高齢化社会における生協運動

〈生協運動の福祉指針〉

- (1) 本来、生協は、たすけあい(協同)の組織であり、福祉の分野においても、協同のくらしづくりとして積極的に取り組んでゆきます。
- (2) 公的責任を明確にしながら、高齢化社会の中で個人では支えられない生活の問題について協同の力で運動してゆき、学びあい、成長しあい、地域の福祉のネットワークをつくってゆきます。
- (3) 高齢化社会の組合員の要求を、健康づくり・生活基盤づくり・生きがいづくりの3つの視点から考え、家庭班のたすけあいを基盤として運動を発展させ、明るい高齢社会を支える生協運動をつくりまします。

(「コープかながわ 福祉政策研究会第1次答申」から抜粋)

「第2次答申」における「第3章 コープのめざす福祉活動」の「これからの福祉活動をすすめる上での考え方」(表3参照)では、厳しい事業環境を慎重に判断しなければならないとしつつも、21世紀には福祉事業を骨格にすえなければ、組合員のニーズに充分に応えることができないとしたうえで、「すみよい神奈

## 2章 地域福祉システムと地域生活協同組織

川づくり」にコープが貢献すること、地域の人々から「コープがあるから安心して暮らせる」と思われる組織として発展していくことが必要であるとしている。そしてソフト面の充実として、①福祉分野の組合員活動と事業活動をさらに発展させ、地域で生き生き展開させるための専門部署（福祉推進室）の設置、②これまで弱かった職員教育に福祉活動の学習と実践を位置づけること、ハード面の充実として、③組合員活動と事業活動の連携のあり方の検討と福祉活動の拠点となる場づくりをおこない、地域に開かれた福祉活動をすすめ、「地域の福祉になくてはならないコープ」となるようにめざすとしている。

【表3】 コープかながわの福祉活動の考え方

### 3章 コープのめざす福祉活動

#### 1. これからの福祉活動をすすめる上での考え方

コープかながわの福祉活動は前述のようにさまざまな領域で広がってきました。特に、組合員の福祉活動は自主性が十分に発揮され、コープ内はもとより、地域に根ざしたものに発展してきました。しかし残念ながら、コープかながわの組織的支援は組合員が活動しやすい環境づくりに十分に貢献しえたとはいえません。また、コープかながわをめぐる事業環境は大変厳しいものがあり、新規も含めてあらゆる事業に関して慎重な判断を迫られています。

21世紀において従来の商品供給事業とともに福祉事業を骨格にすえてすすめていかなければ、コープは組合員のニーズに十分に 대응することができないと考えています。コープがすみよい神奈川づくりに貢献し、ひいては地域の人々から「コープがあるから安心して暮らせる」と思っただけのような組織として発展していくことが必要です。そのためにも、活動と事業の双方で、組合員と職員が共に協力しながら多彩な福祉活動をすすめていくことが必要で、このことが事業の活性化、新たな組合員参加の輪の広がり、そしてコープらしい組織風土づくりにつながると考えます。

上記を念頭に置きながら、現在の経営状況もふまえた上で1996年からの中期的（5年～6年）期間のすすめかたを次のように考えています。

#### ソフト面の充実（前半期）

- (1) コープかながわの福祉分野の組合員活動と事業活動をさらに発展させ、地域で生き生きと展開するために、専門部署（福祉推進室）の設置を図ります。
- (2) 職員教育のなかに福祉活動の学習と実践を位置づけることを検討します。これを通じて、全職員が福祉活動を理解し自らの仕事に活かし、組合員とともに活動していけるような組織風土づくりをめざします。

#### ハード面の充実（後半期）

- (3) 組合員活動と事業活動の連携のあり方を探り、福祉活動の拠点となる場づくりをすすめ、地域に開かれた福祉活動をめざします。

上記に重点をおいて、「地域の福祉になくてはならないコープ」となるようめざします。

（「コープかながわ 福祉政策研究会第2次答申」p.11から）

福祉活動・事業は、組合員の要求であり、また生協の「たすけあい」「協同」の理念からもとりにくまなければならぬ事業として位置づけられていること、そして特に「第2次答申」では、「地域」の中での生協の福祉活動の位置づけが明確にされ、「すみよい」地域づくりの一環として福祉活動・事業がとりくまれていることがわかる。

次に、コープ神奈川の福祉活動・事業が、さまざまな課題をかかえながらもなぜ発展させてこられたのか、コープかながわの福祉活動・事業の特徴について分析してみたい。

第一に、現状の総括・とりくむべき課題の学習—計画化—事業化というサイクルが確立していることである。「福祉政策研究会」という大学研究者・県行政・社会福祉協議会・県保険医協会・コープかながわ「たすけあいの会」と連携した研究会<sup>(7)</sup>を組織し、その答申を基盤としてコープかながわの福祉活動・事業の中期プランをたて、事業化していくという、現状の総括と研究・学習—長期的な見通しにもとづく中期的な計画—事業化というサイクルが確立されている。

第二に、以上のサイクルの中でも学習が位置づけられていることである。まず、1989年からはコープ福祉の基礎学習の場であり、実行委員会が担う「生き生きライフ講座」が開催されている。この講座により、多くのボランティアが誕生している。また、ヘルパー養成研修（1996年～、2級と3級を実施）、福祉についての社会的課題学習会やシニア体験、組合員活動交流集会（ボランティアやワーカーズとして活躍している組合員の学習・交流・情報交換の場）、「フェスティバル輝き」（組合員の活動報告や福祉活動への理解を深める場、地域諸団体とのネットワークづくりの場）など様々な学習の場がつけられている。これらの学習の場が、生協の福祉活動・事業へのとりくみの理解の場になるとともに、福祉に関心を持っている人々の輪をひろげることにもつながっている。

第三に、前述したように福祉活動・事業の基盤が組合員や地域の要求にあり、利用者本位ですすめられているということである。それは、もともと福祉グループがおこなっていた「たすけあい」活動から、神奈川県内全域で「いつでも・どこでも」ホームヘルプサービスを利用できるようにするために、ワーカーズコープをたちあげ、コープかながわの事業として委託するかたちで「事業



化」し、さらに介護保険施行にあたってはワーカーズコープが法人格を有しておらず介護保険の指定事業者にはなれないこと、ワーカーズコープでは困難な事例が出てきていることから、コープかながわの直営ホームヘルプ事業をたちあげたことにも、組合員や地域の要求に応えようという姿勢がみてとれる。その姿勢は、福祉事業にとどまらず、組合員の経営参加をすすめるための組合員組織の改革<sup>(8)</sup>、情報公開制度へのとりくみ（1999年～）など、コープかながわの方針全体に貫かれているといえる。

第四に、第三の点ともかかわるが、以上の福祉事業は、生協が直営する事業もあるが、「ワーカーズコープ」に委託している事業も多くあることである。「ワーカーズコープ」とは、「人に雇われるのではなく、自ら働く場をつくりだし、自らが働き事業として経営していく協同組合のこと」であり、「メンバーは、ワーカーズコープの趣旨や働き方に賛同し、出資金を出し自ら働き」、「主体的に経営に参加」するのである<sup>(9)</sup>。雇用する側・される側という関係がなく、自ら現場で働きながら経営をも担うということは、自分たちで経営のあり方、働き方を決めることができる。また現場で働きながら聞いたり、気づいたりした利用者の声をいかすことができ、一人一人の利用者の事情にあったサービスができるのも「ワーカーズコープ」という組織ならではのといえる。もともと、生協には組合員によるボランティア組織「たすけあいの会」がつくられているところもある。コープかながわでも、福祉グループでは66グループ・1,100名の組合員が活動している（1999年現在）。そのたすけあい活動での蓄積、活動の理念が「ワーカーズコープ」に反映されており、利用者からも信頼を得ているものと思われる。この点は、経営者と実際の労働者が分離し、営利目的とならざるをえない民間の事業者とは大きく異なる点である。

第五に、福祉活動・事業が地域づくり、まちづくりとして位置づけられていることである。単なるサービスとしての福祉活動・事業としてではなく、地域からの要求で、住みやすい地域づくりの一環として福祉活動・事業が位置づけられている。責任をもって地域に関わっていくという姿勢がみられる。それは、コープかながわが、地域の福祉活動・事業をとおしてNPO、社会福祉協議会、医療・福祉関係機関、医療生協や厚生農業協同組合連合会を中心とした他の協同組合、自治体、民間団体との連帯・連携をしてネットワークづくりをすすめ

ようというところからもわかるであろう。

第六に介護保険制度に対する姿勢だが、コープかながわは「公的責任を明確にしつつ、地域からの参加型の福祉として、個人では支えきれない生活の問題を協同の力で解決していきます」（第2次答申「第3章—2. コープの福祉活動の基本的理念、指針、役割」の「福祉指針」）、組合員活動として「自らの活動を通して、他協同組合・地域諸団体と共同で福祉行政や制度などの見直し、改善、充実への建設的提言ができることが望まれます」（第2次答申「第3章—3. 今後の福祉活動のめざすところとその内容」の「組合員活動としてすすめること」）としている。国や自治体が責任放棄した部分を肩代わりするというのではなく、公的責任を追求しつつ、また介護保険制度などの福祉制度の改善を要求しつつ福祉活動・事業をおこなっていくという姿勢である。

以上、コープかながわが福祉活動・事業をなぜ発展させてこれたのかという理由と、福祉活動・事業の特徴についてまとめた。

神奈川県にはコープかながわが委託しているワーカーズコープの他、生活クラブ生協神奈川と、生活クラブ生協神奈川が母体となってつくられた福祉クラブ生協が提携しているワーカーズ・コレクティブなど84団体が活動している<sup>(10)</sup>。神奈川県の生協の福祉活動・事業はワーカーズコープ、ワーカーズ・コレクティブが中心をになっているといえる。

2節で見たように、全国的にみると生協を中心に社会福祉法人を設立してデイサービスセンターなどの施設をたちあげたり、福祉施設を生協が直営したり、また「たすけあいの会」が特定非営利活動法人（NPO）を取得して福祉事業を委託されるなど、さまざまな形態で福祉活動・事業がおこなわれている。どのような形態で福祉活動・事業をおこなうにしろ、大切なことは生協の理念である「たすけあい」を基本として、利用者、地域の要求にこたえながらおこなっていけるかどうかという点であろう。

## 5 節 地域福祉システムの創造をめざして

これまで、福祉は「施し」のイメージが強い「措置制度」と、地域での「たすけあい」の機能を担っていた地域共同体を基盤とした家族の介護によって、

## 2章 地域福祉システムと地域生活協同組織

その多くが担われてきた。急速に進む高齢化とはうらはらに、高度経済成長により地域共同体が崩壊し、核家族化が進み、家族介護に依存している福祉制度はなりたたなくなっている。以上のような背景をもとに介護保険制度が施行された。介護保険制度は、民間事業者の福祉事業への参入を促し福祉に市場原理を導入し、利用者のサービス選択権を保障・拡大するというものである。しかし、最初にのべたように採算があわないとすぐに撤退する事業者もでてきており、必ずしもサービス選択権の保障・拡大になっていない。そもそも福祉というものは生活に密着したものであり、それぞれが必要とするサービスはそれぞれの家庭の事情、地域の実情により異なってくる。効率化が求められる営利目的の事業と相反する側面をもっており、きめこまかな質の良いサービスをしようとするれば営利事業としてなりたたなくなる。

生協が介護サービス事業の利用者数をのばしている背景には、店舗・共同購入事業や組合員による地域活動をとおしてつちかってきた生協の理念「たすけあい」への信頼、福祉活動・事業にも営利を追求するのではなく「たすけあい」の理念がいかされているという信頼があるといえよう。つまり、営利目的の民間事業者か利用者本位の非営利・協同事業者かという利用者による選択がなされているといえる。

少子高齢化社会の今、高齢者になっても安心して住み続けられる地域の創造が求められている。公的責任は追求しながらも、「公」ではまかなえない部分の福祉サービスを「たすけあい」によってカバーできるような「地域福祉システム」の創造が必要となってくる<sup>(11)</sup>。福祉をとおして、これからの地域のあり方が問われている時代といえよう。

そして高齢者福祉の問題は、自分の問題、家族の問題としてほとんどの人の生活にかかわってくる問題である。ゆえに、その地域に住むほとんどの人に「地域福祉システム」の創造に、参加する条件（＝きっかけ、動機）はあるといえよう。生協や農協などの協同組合組織、ワーカーズ・コープ（ワーカーズ・コレクティブ）やNPOなどの非営利・協同組織が中心となって、医療機関や他組織・機関、行政、民間事業者などとの地域のネットワークをつくり、そこに地域の人々が参加できるようなシステムができれば、「地域づくり」のきっかけになるのではなかろうか。それは、生協組織の肥大化の中で組合員による

運営参加が形がい化しつつある生協にとっても、組合員の運営参加を取り戻すきっかけになる可能性もある。「地域崩壊」といわれる中で、「地域福祉システム」の創造には多くの困難がともなうが、福祉が「地域再生」のきっかけになるということはいえるであろう。(菅原 良子)

## 註

- (1) 「朝日新聞」2000年6月17日付、2000年8月31日付。
- (2) 「朝日新聞」2000年7月15日付。
- (3) 「日本経済新聞」夕刊、2000年7月5日付。
- (4) 以下、生協の福祉活動の全国的動向については、コープくらしの助け合いの会全国ネットワーク・日本生協連組織推進本部福祉事務局『コープくらしの助け合いの会活動全国ネットワーク情報』No.14 (2000年7月)を参照した。特にことわりのない限り、2000年3月現在の状況である。  
なお、生協には購買(地域、職域、学校、大学)・医療・共済・住宅生協があるが、本論では主に購買の地域生協についてとりあげる。  
また、本稿では、福祉活動と福祉事業を区別している。福祉活動とは主に組合員を中心としたボランティア的要素の強い福祉に関する活動、福祉事業とは、主に生協の経営活動の一環として行われている福祉に関する事業という意味で使用している。
- (5) 本文では「コープかながわ」の福祉活動・事業について主なものをとりあげている。詳しい経過については、表1参照。また、以下の記述は『コープかながわ50年のあゆみ』(1996年)、「(第1次)福祉政策答申書」(福祉政策研究会、1988年11月)、「(第2次)福祉政策研究会答申書」(福祉政策研究会、1996年6月)、「コープかながわ福祉活動アクションプログラム—1997年～2002年—」、コープケアサポートセンター青葉情報第1号「う・ふ・ふ」(コープかながわ福祉推進室、1999年10月)などの他、パンフレット、コープかながわホームページ(<http://www.kanagawa-coop.or.jp>)、神奈川県生活協同組合連合会ホームページ(<http://www.kamome.or.jp/kccf.kanagawa.htm>)の情報による。
- (6) 1999年の時点で、1998年に独立した「愛コープ」の支部の17ワークーズを

## 2章 地域福祉システムと地域生活協同組織

含め、20ワーカーズコープがホームヘルプ事業をおこなっている。その他に給食サービスをおこなっているワーカーズコープが1組織あり、福祉関連事業をおこなっているワーカーズコープは21組織ある。これらワーカーズコープは、「コープかながわ」から委託されて事業をおこなっている。「コープかながわ」全体では、25組織のワーカーズコープが所属している。

- (7) 以上は第1次福祉政策研究会の委員である。第2次はコープかながわ関係者を中心にワーカーズコープ、「たすけあいの会」、ユーコープ関係者、日本生活協同組合連合会といった生協関係者が主な委員となっている。
- (8) それまでの店舗や共同購入ごとに組織されていた「組合委員会」から、班と地域のように見える「地域組合委員会」への変更が、1987年の「中・長期計画」で提案された。この点をめぐり総代会で議案が否決され、再度臨時総代会を開くという事態をのりこえて、組織改革がなされた。また、1994年からは「地区本部制」を取り入れている。
- (9) 「コープかながわの福祉活動の現状と今後」p.7。
- (10) 「参加型福祉社会を拓く」出版プロジェクト編著『参加型福祉社会を拓く』（風土社、2000年）、全国ワーカーズ・コレクティブ一覧。
- (11) たとえば、生活クラブ運動グループでは、「参加型福祉」による「コミュニティ・オプティマム福祉」（=たすけあいによる地域福祉の最適基準の実現）を提唱している（同上書）。本稿では検討する余裕がなかったが、これも「地域福祉システム」のあり方の1つの提起であるといえる。

### その他参考文献

- ・『介護保険を越えて、質の高い福祉を創る 福祉プロジェクト報告書』28号（くらしと協同の研究所福祉プロジェクト）
- ・『厚生省「生協のあり方検討会」報告と生協の課題』  
生協総研レポートNo.21（財団法人生協総合研究所、1998年10月）
- ・『生協の在宅介護サービス事業調査研究事業報告書』（財団法人生協総合研究所、1998年3月）
- ・『より豊かなコーディネートのために』（神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、1995年）

など。

(この論文作成にあたって、生活協同組合ララコープ、コープかながわ、コープケアサポートセンター青葉、神奈川ゆめコープ、神奈川ゆめコープくらし助け合いの会「ゆいねっと」、神奈川ワーカーズ・コレクティブ連合会、コープしずおか、特定非営利活動法人ワーカーズコープ夢コープ、ちばコープおたがいさま介護センター、みやぎ生協の方々に資料を提供いただきました。この場を借りてお礼申し上げます。)